

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 5月27日

【会社名】 株式会社新川

【英訳名】 SHINKAWA LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 長野 高志

【本店の所在の場所】 東京都武蔵村山市伊奈平二丁目51番地の1

【電話番号】 042-560-1231（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 経営管理本部長 森 琢也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 新宿フロントタワー32階

【電話番号】 03-5937-6404

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 経営管理本部長 森 琢也

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 10,000,034,200円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年5月27日に臨時報告書及び訂正臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

### 第三部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

（前略）

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月14日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年4月26日に関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

（前略）

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月14日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出

- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年4月26日に関東財務局長に提出
- (6) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2019年5月27日に関東財務局長に提出
- (7) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2019年5月27日に関東財務局長に提出

(後略)

## 第2【参照書類】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年4月26日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年4月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

以上